

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

選挙管理委員会告示	ページ
秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙の期日及び選挙すべき議員の数(一六一)	1
秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理する者の選任(一六二)	1
秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時(一六三)	1
秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時(一六四)	1
秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(一六五)	2
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一六六)	2
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一六七)	2
選挙長告示	
秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所(一)	2
秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(二)	2

## 選挙管理委員会告示

秋選管告示第百六十一号  
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条第一項及び第百十三条第一項の規定により、秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙を次のとおり行うので告示する。  
 平成十七年九月二十三日

- 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一
- 一 選挙期日 平成十七年十月二日
  - 二 選挙すべき議員の数 一人

### 秋選管告示第百六十二号

平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任したので告示する。

平成十七年九月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 選挙長 秋田市保戸野中町一番二十九号 石川 透
- 二 選挙長の職務を代理すべき者 大崎市協和船岡字上一の渡二十五番一号 武田 哲也

### 秋選管告示第百六十三号

平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙会の開催場所及び日時を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年九月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 場所 湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局大会議室
- 二 日時 平成十七年十月四日 午前十一時

### 秋選管告示第百六十四号

平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年条例第六十号)第四条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年九月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 場所 湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局内 秋田県選挙管理委員会雄勝分室
- 二 日時 平成十七年九月二十三日 午後五時三十分

秋選管告示第百六十五号

平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第百二十七条第一項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年九月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

候補者一人につき 六、二二七、四〇〇円

秋選管告示第百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(を次のとおり定めたので告示する。

平成十七年九月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 五十分の一の数 一九、二三〇
- 二 三分の一の数 二二六、九一四

秋選管告示第百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(を次のとおり定めたので告示する。

平成十七年九月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

- 秋田市 八四、九五六
- 能代市 一四、六五六
- 横手市 一〇、九四三
- 大館市 一七、九九八
- 本荘市 一一、一五五

男鹿市	八、二八八
湯沢市	九、三〇七
大曲市	一〇、六一八
鹿角市鹿角郡	一一、四七四
北秋田郡	一七、七九三
山本郡	一三、二一五
南秋田郡	一九、八四八
河辺郡	五、二〇二
由利郡	二〇、七〇八
仙北郡	三一、五七六
平鹿郡	一八、三四八
雄勝郡	一一、四一五

選 挙 長 告 示

選挙長告示第一号

平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年九月二十三日

秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙選挙長 石川透

- 一 平成十七年九月二十三日 正午前  
湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局大会議室
- 二 平成十七年九月二十三日 正午以降  
湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局内

秋田県選挙管理委員会雄勝分室

選挙長告示第二号

平成十七年十月二日執行の秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年九月二十三日

- 一 場所 湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局内  
秋田県議会議員湯沢市選挙区補欠選挙選挙長 石川透

二  
日  
時  
平  
成  
十  
七  
年  
九  
月  
三  
十  
日  
午  
前  
八  
時  
三  
十  
分  
秋  
田  
県  
選  
挙  
管  
理  
委  
員  
会  
雄  
勝  
分  
室

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄